

指定通所介護

指定総合事業通所介護

デイサービスセンター ケアステーションゆうゆう

重要事項説明書

平成 18 年	2 月 28 日	制定
平成 18 年	5 月 1 日	改定
平成 20 年	1 月 1 日	改定
平成 20 年	5 月 1 日	改定
平成 21 年	4 月 1 日	改定
平成 24 年	4 月 1 日	改定
平成 26 年	4 月 1 日	改定
平成 27 年	4 月 1 日	改定
平成 27 年	8 月 1 日	改定
平成 28 年	4 月 1 日	改定
平成 29 年	4 月 1 日	改定
平成 30 年	4 月 1 日	改定
平成 30 年	8 月 1 日	改定
平成 31 年	3 月 18 日	改定
令和元年	10 月 1 日	改定
令和 2 年	5 月 1 日	改定
令和 3 年	4 月 1 日	改定
令和 4 年	4 月 1 日	改定
令和 6 年	4 月 1 日	改定
令和 6 年	6 月 1 日	改定

社会福祉法人 本荘久寿会

重要事項説明書（指定通所介護及び指定総合事業通所介護サービス）

あなたに対する居宅サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者名称	デイサービスセンター ケアステーションゆうゆう
主たる事業所の所在地	秋田県由利本荘市一番堰142番地1
事業所番号	0570513960
管理者	野田 克己
事業開始年月日	平成18年 3月 1日
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 佐藤 大
電話番号	0184-28-1005

2. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	秋田県知事の事業所指定		利用定員	基準該当サービス
	指定年月日	指定番号		
短期入所生活介護	H18年 3月1日	0570513978	50人	
居宅介護支援事業	H12年 4月1日	0570502518		該当・非該当

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護認定の結果「要介護」及び「要支援」と認定された方を対象として、常に適切な指定通所介護及び総合事業通所介護サービスを提供する。
施設運営の方針	「要介護」及び「要支援」状態にある高齢者に対して、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行う。さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体、精神的負担の軽減を図る。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供にあたり、明るく家庭的な雰囲気と地域・家庭との結びつきを重視した運営を行う。 市町村をはじめ、保健・医療または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

6-②通所介護サービス利用料金（1日につき2割負担分）

- ・要介護1・・・1,168円
- ・要介護2・・・1,378円
- ・要介護3・・・1,592円
- ・要介護4・・・1,802円
- ・要介護5・・・2,016円

○共通加算

- ・入浴介助加算 80円（入浴利用時のみ）
- ・サービス提供体制強化加算（I） 44円
- ・介護職員等処遇改善加算（I） 1月につき 所定単位×9.2%

◇総合事業通所介護サービス利用料金

- ・要支援1 *週1回程度利用→872円/1回 *月4回超利用→3,596円/月
- ・要支援2 *週2回程度利用→894円/1回 *月8回超利用→7,242円/月

○共通加算

- ・サービス提供体制強化加算（I）
- ・要支援1→176円
- ・要支援2→352円
- ・介護職員等処遇改善加算（I） 1月につき 所定単位×9.2%

6-③ 通所介護サービス利用料金（1日につき3割負担分）

- ・要介護1 1,752円
- ・要介護2 2,067円
- ・要介護3 2,388円
- ・要介護4 2,703円
- ・要介護5 3,024円

○共通加算

- ・入浴介助加算 120円（入浴利用時のみ）
- ・サービス提供体制強化加算（I） 54円
- ・介護職員等処遇改善加算（I） 1月につき 所定単位×9.2%

◇総合事業通所介護サービス利用料金◇

- ・要支援1 *週1回程度利用→1,308円/1回 *月4回超利用→5,394円/月
- ・要支援2 *週2回程度利用→1,341円/1回 *月8回超利用→10,863円/月

○共通加算

- ・サービス提供体制強化加算（I）
- ・要支援1→264円
- ・要支援2→528円
- ・介護職員等処遇改善加算（I） 1月につき 所定単位×9.2%

- ・食費負担額 535円（1日）
- ・その他の利用料（全額自己負担）
 - 教養娯楽費 実費
 - 日用品費（利用者の希望によるもの） 実費
 - おむつ代（施設の物を使用時） 実費

7. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口 当施設	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前8時40分～午後5時30分 電話 0184-28-1005 面接 場所：家族相談室
○苦情解決責任者 ○苦情受付窓口（担当者）		施設長 生活相談員
秋田県福祉サービス 相談支援センター		秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階 ご利用方法 電話：018-864-2726
秋田県国民健康保険 団体連合会		秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館4階 ご利用方法 電話：018-883-1550
健康福祉部 長寿支援課		由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所1階 ご利用方法 電話：0184-24-6321
広域市町村圏組合		由利本荘市尾崎17番地 本荘由利広域行政センター内 ご利用方法 電話：0184-24-3347
第三者委員 ○塚本 祐文 由利本荘市本荘93 菊長ビル2階 塚本法律事務所 電話：0184-22-3321 ○佐藤 聡 由利本荘市石脇字田尻野2-3 電話：0184-22-3616		○高橋 金一 由利本荘市西目町海士剝字北沢3 電話：0184-33-2494 ○高橋 美貴子 由利本荘市大鋸町79-7 090-7932-0260 ○齋藤 久子 由利本荘市二番堰5-3 電話：0184-24-3464

○電子メールでも受け付けております

・法人ホームページお問い合わせ先メールアドレス

<https://honjo-kyujyukai.net/pages/3/>

・ケアステーションゆうゆう 代表メールアドレス

c.s.yuyu@kaigo-himawari.com

8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	由利組合総合病院
	院長名	軽部 彰 宏
	所在地	秋田県由利本荘市川口字家後 38 番地
	電話番号	0184-27-1200
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	当事業所の協力医療機関として指定
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	

9. 社会福祉法人等による利用者負担減額制度

運営規定第16条（社会福祉法人等による利用者負担減額制度）の定めにより同制度の適正運用を図るものとする。

【軽減の対象者】 運営規定別紙2による。

【申請手続き】 軽減を受けようとする利用者は、保険者に対し軽減対象確認申請を行い、軽減の対象者と決定された場合、保険者から「確認証」が交付される。

【軽減の程度】 利用者負担の1/4（老人福祉年金を受給している者は1/2）を原則とし、全額の免除は行なわない。ただし、1/4を軽減してもなお生活に困窮する場合等、個々の諸事情を勘案し保険者から特に認められる場合はこの限りではない。

10. 個人情報保護

従業員は、その業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報の取り扱いについて、法人が別途定める個人情報保護に関する諸規定に基づき取り扱うものとする。

11. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者にサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関およびご利用者のご家族また、ご利用者に係る居宅介護支援事業者又は総合事業支援事業者と連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(2) サービスの提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 2. プライバシーに配慮した入浴・排泄介助について

(1) 職員は入浴の目的、排泄の目的を十分に理解し、利用者に負担がかからないよう配慮した介助を行います。

(2) 入浴・排泄介助について同性介助の意向が確認された利用者については、職員間で周知徹底し、できる限り意向に沿った介助を行います。

(3) 同性による処遇が人員体制上困難な場合は、利用者に対し十分な説明を行い了承していただくこととします。

1 3. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要時には市町村に通報するものとします。(運営規定 第29条に定める)

1 4. ハラスメント行為について

利用者または家族等が他の利用者及び職員に対し、一般的にハラスメントとみなされる言動(身体的、精神的、セクシャルハラスメント)はお控えください。その状態が改善されない場合は契約を終了する場合があります。(運営規定 第31条に定める)

1 5. 感染症予防対策

感染症対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

1 6. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

1 7. 身元保証人及び連帯保証人について

当契約において身元保証人及び連帯保証人を定める事とします。(契約書 第22条・第23条に定める)

当事業所は、居宅介護サービスの提供開始にあたり、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 秋田県由利本荘市一番堰142番地1

名称 デイサービスセンター ケアステーションゆうゆう 印

説明者 職 種 生活相談員

氏 名 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受け、身元保証人及び連帯保証人としての責任についての同意し、受領しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 印

身元保証人 住 所
及び連帯保証人

氏 名 印